作成日:2011 年 12 月 15 日

製品安全性データシート

1.【製品及び会社情報】

カタログ番号	212512
製品名	BD BBL™ TB 蛍光染色脱色液 TM
会社名	日本ベクトン・ディッキンソン株式会社
住所	東京都港区赤坂 4 丁目 15 番 1 号
連絡先	0120-8555-90
	利用可能時間:9:00 – 17:00(土曜、日曜、祝日、弊社指定休日を除く)
使用上の制限	研究用試薬

2.【危険有害性の要約】

GHS 分類

物理化学的危険	火薬類	分類対象外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	高圧ガス	分類対象外
	引火性液体	区分2
	可燃性固体	分類対象外
	自己反応性化学品	分類対象外
	自然発火性液体	分類できない
	自然発火性固体	分類対象外
	自己発熱性化学品	分類できない
	水反応可燃性化学品	分類対象外
	酸化性液体	分類できない
	酸化性固体	分類対象外
	有機過酸化物	分類対象外
	金属腐食性物質	分類できない
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分5
	急性毒性(経皮)	区分5
	急性毒性(吸入:ガス)	区分2
	急性毒性(吸入:蒸気)	区分外
	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	区分2
	皮膚腐食性・刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2A
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分外
	生殖細胞変異原性	区分外
	発がん性	区分外
	生殖毒性	区分2

	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分1(呼吸器系、腎臓、全身毒性、中枢神経系)、区分3(気道刺激性)
	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	区分1(呼吸器系、歯)、区分2(肝臓、血管、膵臓)
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性	水生環境急性有害性	区分3
	水生環境慢性有害性	区分外

シンボル

注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性の高い液体および蒸気

飲み込むと有害のおそれ(経口)

重篤な眼への刺激性

吸入すると生命に危険(気体, 蒸気,粉塵, ミスト)

吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ

(気道刺激性)気道への刺激のおそれ

生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い

臓器の障害(腎臓、全身毒性、中枢神経系)

長期または反復暴露による臓器の障害(呼吸器系、歯)

長期または反復暴露による臓器の障害のおそれ(肝臓、血管、膵臓)

注意書き

安全対策

・使用前に取扱説明書を入手し熟読すること。
・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
・熱、火花、裸火、高温もののような着火源から遠ざけること−禁 煙
・容器を密閉しておくこと。
・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
・取扱い後はよく手を洗うこと。
・適切な保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
・個人保護具や換気装置を使用し、曝露を避けること。
・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

応急措置

・火災の場合には適切な消火方法をとること。
・飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
・飲み込んだ場合:直ちに医師の診断、手当てを受けること。
・火災の場合は適切な消火方法をとること。(後述 5.【火災時の措置】参照のこと)
・吸入により気分が悪い時は、医師の診断を受けること。

・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
・眼の刺激が持続する場合には、医師の判断、手当てを受けること。
・ばく露またはその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
・皮膚に付着した場合には、多量の水と石鹸で洗うこと。
・皮膚(又は毛髪)に付着した場合:直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。
・汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

保管　・涼しく換気の良いところで保管すること。
・密閉性の容器にて保管すること。

廃棄　・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託し適切に廃棄すること。

3.【組成、成分情報】

単一製品・混合物の区別　混合物

化学名または一般名	濃度(%)	CAS番号	官報公示整理番号	
			化審法	安衛法
イソプロパノール	60-80	67-63-0	(2)-207	-
塩化水素	0.4-0.6	7647-01-0	(1)-215	-

4.【応急処置】

吸入した場合　被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合　皮膚を速やかに洗浄すること。
医師の手当、診断を受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する前に洗濯すること。

目に入った場合　水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合は意思の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合　口をすすぐこと。
ただちに医師に連絡すること。

予想される急性症状及び遅発性症状　高濃度のばく露では、目、鼻、のどに刺激を引き起こす。
眠気、頭痛、協調運動不能を引き起こす。
皮膚への長期のばく露では、脱脂性があり、乾燥、ひび、皮膚炎を引き起こす。

最も重要な兆候及び症状　データなし

応急措置をする者の保護　火気に注意する。有機溶剤用の防毒マスクが有ればそれを着用する。

医師に対する特別注意事項　データなし

5.【火災時の措置】

消火剤　小火災:二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤
大火災:散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤

使ってはならない消火剤　棒状注水

特有の危険有害性　極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

引火性の高い液体及び蒸気。

特有の消火方法　散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。
引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消火を行う者の保護　消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6.【漏出時の措置】

人体に対する注意事項　漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

保護具及び緊急措置　直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
風上に留まる。
低地から離れる。
密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項　河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
環境中に放出してはならない。

回収・中和　少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。

封じ込め及び浄化の方法・機材　危険でなければ漏れを止める。
漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。

二次災害の防止策　すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7.【取扱い及び保管上の注意】

取扱い

技術的対策　『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気装置・全体換気　『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行なう。

安全取扱注意事項　使用前に使用説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
消防法の規則に従う。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後に手・顔等をよく洗い、うがいをすること。
眼に入れないこと。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

接触回避　『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管

技術的対策	消防法の規則に従う。
混触禁止物質	『10. 安定性及び反応性』を参照。
保管条件	消防法の規則に従う。 容器は密閉して換気の良い冷暗所に保管すること。
容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8.【暴露防止及び保護措置】

製品としての情報がないため以下、イソプロパノール及び塩化水素の情報を記載する

イソプロパノール

管理濃度(作業環境評価基準) 200ppm

許容濃度

日本産業衛生学会	最大許容濃度 400ppm 980mg/m^3(2005 年版)
ACGIH	TLV-TWA 200ppm A4 TLW-STEL 400ppm A4

設備対策

製造業者が指定する防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。
高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
皮膚及び身体の保護具	適切な顔面用の保護具を着用すること。

衛生対策

この製品を使用する時に、飲食および喫煙をしないこと。
取扱い後は顔や手をよく洗うこと。

塩化水素

管理濃度(作業環境評価基準) 未設定

許容濃度

日本産業衛生学会	5ppm 7.5mg/m3(最大許容濃度)(2009 年版)
ACGIH	STEL(C) 2ppm (2009 年版)

設備対策

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。

保護具

呼吸器の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護具を着用すること。

衛生対策

取扱い後は顔や手をよく洗うこと。

9.【物理的及び化学的性質】

製品としての情報がないため以下、イソプロパノール及び塩化水素の物理的及び化学的性質を記載する

イソプロパノール

物理的状態、形状、色など	液体、無色
臭い	刺すような臭い
pH	データなし
融点・凝固点	-90℃(融点)
沸点、沸騰範囲	83℃(沸点)
引火点	11.7℃(密閉式)
自然発火温度	456℃
爆発範囲	下限 2vol% 上限 12vol%
蒸気圧	4.4kPa(20℃)
蒸気密度(空気＝1)	2.1
比重(密度)	0.78505 (20℃/4℃)
溶解度	
水	1000g/L (水)
有機溶剤	アルコール、エーテル、クロロホルムに可溶
n-オクタノール/水分配係数	log Pow = 0.05

塩化水素

物理的状態、形状、色など	気体、無色
臭い	刺激臭
pH	0.10 (1.0 N); 1.10 (0.1 N); 2.02 (0.01N); 3.02 (0.001 N); 4.01 (0.0001 N) : HSDB (2005)
融点・凝固点	-114.31℃ : ACGIH (7th, 2002)
沸点、沸騰範囲	-85.05 (760mmHg) : Merk (13th, 2001)
引火点	不燃性気体 : ホンメル(1991)
自然発火温度	不燃性気体 : ホンメル(1991)
爆発範囲	データなし
蒸気圧	80.6bar(50℃) [換算値 8059999Pa(50℃)] : GESTIS (2004)
蒸気密度(空気＝1)	1.268; 1.05 (15℃) (air=1.0) : ACGIH (7th, 2002)
比重(密度)	1.491 mg/cm3 (25℃, 1013 hPa) : SIDS (2002)
溶解度	
水	67g/100ml (30℃) : ICSC (2002) 82.3g/100g (0℃) : Merk (13th, 2001)
n-オクタノール/水分配係数	logPow=0.25 : ICSC (2002)

10.【安定性及び反応性】

製品としての情報がないため以下、イソプロパノール及び塩化水素の安定性及び反応性情報を記載する

イソプロパノール

安定性	法規制に従った保管及び取扱において安定と考えられる。
危険有害反応可能性	強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。 高温においてアルミニウムを腐食する。
避けるべき条件	高温。
混触危険物質	強酸化剤、強アルカリ。
危険有害な分解生成物	火災時の燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する。

塩化水素

安定性	法規制に従った保管及び取扱において安定と考えられる。

危険有害反応可能性	この気体は空気より重い。この物質の水溶液は強酸であり、塩基と激しく反応し、腐食性を示す。酸化剤と激しく反応し、有毒なガス(塩素)を生成する。水の存在下で、多くの金属を侵し、可燃性の気体(水素)を生成する。湿った空気中で激しく発煙する。
避けるべき条件	水の存在下での金属との接触、湿った空気中での取り扱い
混触危険物質	塩基、酸化剤、水、金属、可燃性物質、還元性物質
危険有害な分解生成物	有毒なガス(塩素)、可燃性の気体(水素)

11.【有害性情報】

製品としての情報がないため以下、イソプロパノール及び塩化水素の有害性情報を記載する

イソプロパノール

急性毒性

経口	3437mg/kg
経皮	ウサギの LD50 12870mg/kg、4059 mg/kg
吸入	吸入(蒸気):ラットの LC50 値 72600mg/m^3、29512ppm/4H 72865mg/m^3、29620ppm/4H

皮膚腐食性・刺激性	ウサギ皮膚刺激性試験では、刺激性なし又は軽度の刺激性の報告があるが、ヒトでのボランティア及びアルコール中毒患者の治療のため皮膚適用した試験では刺激性を示さない。
眼に対する重篤な損傷・刺激性	ウサギを用いた Draize 試験で、適用後 24 時間、48 時間、72 時間において結膜炎は平均スコア(2.1)が 2 以上であり、4 時間まで結膜浮腫が見られた(スコア 2.00)が 72 時間で著しく改善(スコア 0.50)した(EHC 196 (1997))。しかし、7 日以内に回復しているかどうか不明なため、細区分せず区分2とした。
呼吸器感作性	データなし
皮膚感作性	モルモットでのビューラー法による皮膚感作性試験では陰性であった。皮膚炎発症例で 2-propanol のパッチテスト陽性例には、低分子の 1 級又は 2 級アルコール、プロピレンオキサイドにも陽性を示しており、2－プロパノールが原因物質か否か明確でない。
生殖細胞変異原性	in vivo でのマウス骨髄細胞を用いた小核試験で陰性である。
発がん性	グループ3、A4に分類されている。 IARC グループ 3(ヒトに対する発がん性については分類できない)
生殖毒性	ラットでの飲水投与による2世代繁殖試験では、繁殖能及び出生仔の発育に影響なかった。一方、ラットでの発育毒性・催奇形性試験では、催奇形性はなかったが、親動物に体重増加の低下、麻酔作用等の毒性を示した用量で、妊娠率の低下、吸収胚の増加、胎児死亡の増加等の生殖毒性が認められた。
特定標的臓器／全身毒性(単回)	ラットでの吸入ばく露による活動性の低下があるとの記述、及びヒトでの経口摂取による急性中毒では消火管への刺激性、血圧、体温等の低下、中枢神経症状、腎障害が認められており、標的臓器は中枢神経系、腎臓及び全身毒性とした。 ヒトで鼻、喉への刺激性が認められており、気道刺激性がある。
特定標的臓器／全身毒性(反復)	ラットでの 86 日間又は4ヵ月間吸入ばく露試験で、血管、肝臓、脾臓に影響が認められたとの記述から、標的臓器は血管、肝臓、脾臓であるとした。
吸引性呼吸器有害性	データなし

塩化水素

急性毒性

経口	ラット LD50 = 238～277 mg/kg、700 mg/kg (SIDS (2009))
経皮	ウサギの LD50 値、15800mg/kg〔DFGOTvol.16 (2001)〕に基づき、区分

外とした。

吸入　吸入(ガス):ラット LC50 = 4.2, 4.7, 283 mg/L/60min(4 時間換算値:順に、1411、1579、95083 ppm)(SIDS (2009))
吸入(蒸気):データなし
吸入(ミスト):エアゾールのデータ、ラット LC50 = 1.68 mg/L/1h(SIDS (2009))。この値の 4 時間値は 0.42 mg/L。

皮膚腐食性・刺激性　ウサギを用いた皮膚刺激性試験で、1～4 時間ばく露により濃度次第で腐食性が認められていること(SIDS (2009))、マウスあるいはラットに 5～30 分ばく露により刺激性および皮膚の変色を伴う潰瘍が起きていること(SIDS (2009))、またヒトでも軽度～重度の刺激性、潰瘍や薬傷を起こした報告もある(SIDS (2009))。以上より、本物質は腐食性を有すると考えられるので区分 1 とした。

眼に対する重篤な損傷・刺激性　皮膚腐食性で区分 1 に分類されている。眼の損傷・刺激性に関してはすべて本物質の水溶液である塩酸ばく露による。ウサギを含め複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激または損傷性、腐食性を示すとの記述があり(SIDS (2002))、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されている(SIDS (2002))ので区分1とした。なお、EU 分類では C、R34 に分類されてる。

呼吸器感作性　日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーの感作性化学物質の一つとしてリストアップされているので区分1とした。なお、ヒトで塩化水素を含む清掃剤にばく露後気管支痙攣を起こし、1 年後になお僅かの刺激により喘息様症状を呈したとの報告がある(ACGIH (2003))。

皮膚感作性　モルモットの Maximization Test およびマウスの Ear Swelling Test での陰性結果(SIDS (2009))に加え、15 人のヒトに感作誘導後 10～14 日に適用した試験において誰も陽性反応を示さなかった報告(SIDS (2009))があり、区分外とした。

生殖細胞変異原性　In vivo 試験のデータがないため分類できない。なお、Ames 試験では陰性、in vitro 染色体異常試験では低 pH に起因する偽陽性が得られている(SIDS (2009))。

発がん性　IARC による Group 3(1992 年)、ACGIH による A4(2003 年)の分類に基づき区分外とした。なお、ラットあるいはマウスの発がん性試験では発がん性を示唆する証拠はなく(SIDS (2009))、ヒトの疫学調査でも多くはがん発生と塩化水素ばく露との関係に否定的である(IARC 54(1992)、PATTY (5th, 2001))。

生殖毒性　データはすべてラットまたはマウスの妊娠期に投与した試験であり、児動物の発生に及ぼす悪影響は認められていない。しかし、親動物の交配あるいは妊娠前投与による性機能または生殖能に対する影響については不明であるので、データ不足のため「分類できない」とした。

特定標的臓器／全身毒性(単回)　ヒトで吸入ばく露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。(DFGOTvol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001)、(IARC 54(1992)、ACGIH (2003))。また、動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的傷害を伴う毒性影響がガイダンス値の区分1の範囲で認められている(ACGIH (2003)、SIDS (2009))。以上のヒトおよび動物の情報に基づき区分1(呼吸器系)とした。

特定標的臓器／全身毒性(反復)　ヒトで反復ばく露を受け侵食による歯の損傷を訴える報告が複数あり(SIDS (2002)、EHC　21(1982)、DFGOTvol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001))、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている(DFGOTvol.6 (1994))。これらの情報に基づき区分1(歯、呼吸器系)とした。

吸引性呼吸器有害性　データなし

12.【環境影響情報】

製品としての情報がないため以下、イソプロパノール及び塩化水素の環境影響情報を記載する

イソプロパノール

水生環境急性有害性	魚類 ヒメダカ LC_{50}＞100mg/L/96H
水生環境慢性有害性	難水溶性でなく(水溶解度=1.00×10^{6}mg/L)、急性毒性が低いことから、区分外とした。
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし

塩化水素

水生環境急性有害性	甲殻類（オオミジンコ）での 48 時間 EC50 = 0.492mg/L(SIDS, 2005)
水生環境慢性有害性	水溶液が強酸となることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和される。
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし

13.【廃棄上の注意】

残余廃棄物

廃棄の際は、関連法規ならびに地方自治体の規準に従う。
廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の規準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。

14.【輸送上の注意】

国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
国連番号	1219
Proper Shipping Name	ISOPROPANOL
Class	3
Packing Group	II
Marine Pollutant	N/A
航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
国連番号	1219
Proper Shipping Name	ISOPROPANOL
Class	3
Packing Group	II

国内規制

陸上規制情報	消防法の規則に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う
国連番号	1219
品名	イソプロパノール(イソプロパノール)
クラス	3
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
特別安全対策	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 移送時にイエローカードの保持が必要。

15.【適用法令】

労働安全衛生法	危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を表示すべき有害物(施行令第18条)(政令番号:第2号の3 イソプロパノール) 名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(政令番号 第98号:塩化水素、政令番号 第494号:イソプロパノール) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1章第1条第4項 イソプロパノール)
労働基準法	該当せず
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	該当せず
毒物及び劇物取締法	該当せず
大気汚染防止法	該当せず
海洋汚染防止法	該当せず
消防法	第4類引火性液体、アルコール類(法第2条第7項危険物別表第1)
船舶安全法	引火性液体類(危規則第2，3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

16.【その他の情報】

参考文献

安全衛生情報センター モデル MSDS 情報データベース
NITE 総合検索
CHEMWATCH GHS-MSDS (2008)

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データにもとづいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

改訂履歴　2011年12月15日新規作成